

03 - 大阪駅北(2期)地区街区点設置その他測量業務

特記仕様書

(目的)

第1条 本測量は大阪駅北大深西地区において、施行地区界の確認並びに公共施設整備等に伴う街区点設置等の測量を行い、事業推進に資することを目的とする。

(測量の実施範囲)

第2条 本測量の実施範囲は別添測量箇所図のとおりとする。

(測量の実施概要)

第3条 本測量における実施概要は下記のとおりとする。

| | | | | |
|-----|----------------------|--------|-----|----|
| (1) | 4級基準点測量 | | 30 | 点 |
| (2) | 地区界測量(民々界引照・点の記作成作業) | | 50 | 点 |
| (3) | 街区確定測量(杭打ち) | | 373 | 点 |
| (4) | 画地確定測量(計算) | 確定計算 | 7 | 画地 |
| | | 確定図の作成 | 1 | 街区 |
| (5) | 画地確定測量(杭打ち) | | 25 | 点 |
| (6) | 打合せ等 | 業務着手時 | 1 | 回 |
| | | 中間打合せ | 3 | 回 |
| | | 成果物納入時 | 1 | 回 |

(注意事項)

第4条 本測量の実施に当たっては、「測量・土質調査業務請負契約書」(以下、「契約書」という)及び当機構で定めている「測量作業規程及び測量作業共通仕様書」(平成29年8月制定)並びに本特記仕様書に基づき行うものとする。

- 2 前項に定める事項について疑義が生じた場合は、機構監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- 3 契約書第14条第1項に定める引渡場所は独立行政法人都市再生機構西日本支社うめきた都市再生事務所とする。
- 4 軽微な事項について、第1項に明示なき事項であっても、本測量にあたり当然必要と認められることは、受注者の負担とする。

(再委託)

第5条 契約書第7条第1項に規定する「主体的部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、技術的判断、業務説明資料・報告書の作成方針決定及び成果の照査をいい、委任又は下請負することはできない。

- 2 受注者は、ワープロ、コピー、印刷、製本、資料の整理、トレース、単純な集計、データ入力、計算処理(単純な電算処理に限る)の各業務を下請負等するに当たって発注者の承諾を要さない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外を下請負等するに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、前項に規定する業務を下請負等する場合、書面により下請負等する者との契約関係を明確にしておくとともに、下請負等する者に対し下請負等する業務の実施について適切な指導、管理を行い、本業務を実施しなければならない。

なお、下請負等する者が、都市再生機構西日本支社の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、都市再生機構西日本支社の指名停止期間中は下請負等することができない。

(作業内容)

第6条 測量の作業内容

- (1) 4級基準点測量
作業計画、選点、観測、計算整理
- (2) 地区界測量(民々界引照・点の記作成作業)
計画準備、点間距離確認測量、点の記の作成、点検整理
- (3) 街区確定測量(杭打ち)
計画準備、測設の計算、杭打ち図の作成、現地測設、点間距離確認測量
現地引継、点検整理
- (4) 画地確定測量(計算) 画地確定の変更及び既存の画地確定等測量成果の編集を行う。
確定計算、確定図の作成、調書の作成、点検整理
- (5) 画地確定測量(杭打ち)
計画準備、測設の計算、現地測設、点間距離確認測量、現地引継、点検整理
- (6) 打合せ等
業務着手時、中間打合せ、成果物納入時

(成果品)

第7条 本測量における納入成果品は次のとおりとする。

なお、成果品は製品仕様書の記載事項を踏まえ、作成するものとする。

- (1) 4級基準点測量
観測手簿
計算簿
平均図
基準点成果表(間接標高値も含む)
点の記
基準点網図
精度管理表
品質評価表
測量標の地上写真
基準点現況調査報告書(付近基準点亡失情報・与点検測成果)
成果数値データ
点検測量簿
メタデータ
その他の資料(都市機構基準点管理図の更新、電子データ(DWG・SXF・PDF・SIM等))
- (2) 地区界測量(民々界引照・点の記作成作業)
地区界点間(引照点間)の距離観測(点検)簿
地区界点の記(近景遠景写真)
精度管理表
品質評価表
メタデータ
その他の資料
(電子データ(DWG・SXF・PDF・SIM等、付近基準点亡失情報・与点検測成果))
- (3) 街区確定測量(杭打ち)
成果表
街区点設置計算書
点間等距離の点検簿
現地引継書(境界点・使用基準点成果表、杭打ち図、点間距離実測図、
設置街区点写真、使用基準点写真、その他)
精度管理表
品質評価表

- メタデータ
- その他の資料
(電子データ(DWG・SXF・PDF・SIM等、付近基準点亡失情報・与点検測成果))
- (4) 画地確定測量(計算)
 - 面積計算書
 - 座標データ(sim)の作成・更新
 - 確定図の作成
 - 画地確定測量図データファイル
 - 品質評価表
 - メタデータ
 - その他の資料(電子データ(DWG・SXF・PDF・SIM等))
- (5) 画地確定測量(杭打ち)
 - 成果表
 - 画地点設置計算簿
 - 点間等距離の点検簿
 - 現地引継書(境界点・使用基準点成果表、杭打ち図、点間距離実測図、
設置画地点写真、使用基準点写真、その他)
街区確定測量(杭打ち)と合わせて引継ぐ場合は一つにまとめる。
 - 精度管理表
 - 品質評価表
 - メタデータ
 - その他の資料
(電子データ(DWG・SXF・PDF・SIM等、付近基準点亡失情報・与点検測成果))
- (6) 打合せ等
 - 打合せ記録簿
- (7) 成果品の規格及び部数及び共通事項

| | |
|---------------|-----|
| 報告書 A 4 版ファイル | 2 部 |
| C D - R 等 | 2 部 |

(打合せ等)

第 8 条 本測量の実施にあたっては、監督員と密に連絡・打合せを行い監督員の指示に従い実施することを基本とする。

(業務カルテの作成)

第 9 条 受注者は、業務請負代金額 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、「業務カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に(一財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより、または公衆回線を通じてオンラインで提出するとともに、同社発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は以下のとおりとする。

なお、業務カルテの作成にあたっては、「コリンズ・テクリスの利用に関する規約」を参考とする。

(1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、10 日以内とする。

(2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後、10 日以内とする。

(3) なお、履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。

(業務成績評定)

第 10 条 本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

(誤謬)

第 11 条

本測量作業完了後においても、成果品に不完全な箇所が発見された場合は、受注者の責任において補正するものとする。

以 上

